

## 地方分権改革の確実な取組みを求める意見書

2006年12月に「地方分権改革推進法」が制定され、現在、地方交付税、国と地方の税源配分等の財政上の措置のあり方を含めて、地方分権改革推進委員会で議論されているところである。

しかしながら、地方分権改革推進委員会が昨年11月の「中間的な取りまとめ」で求めた「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」に対して、関係府省は、国の出先機関の見直しを始め、統一性の確保、広域調整の必要性といった抽象論や論理のすり替えに終始し、ゼロ回答を続けているところである。

地方分権改革推進委員会が示した第1次勧告における一般国道の維持管理権限、農地転用許可制度、福祉施設に関する基準など、各行政分野・事務事業にわたる見直し・検討項目の多くは、地方からの問題提起を受け、これまでもさまざまな場面で議論されてきたものである。

今後、第二期地方分権改革に向けたこれらの事務事業等について、国から地方へ権限を移譲し、国の関与を廃止・縮小する方向で、真摯な検討及び確実な取組が行われなければならない。

よって、国においては、真に自立的な地方行財政運営を実現するため、みずからの権益にとらわれることなく、国から地方への権限移譲等を進めるとともに、2010年春までの「新分権一括法案」の提出に向け、必要な法制上の措置及び地方への税財源の移譲につながる税財政制度の抜本的改革などに全力で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様